

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 二本木飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字南峯字南長沢九〇一番 一地从り同市大字南峯字北長沢 九〇五番一〇地先まで		区 間
一〇・二三 一〇・四五	七・八八 一六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二三九・四〇		延 長 (メートル)
		備 考